

第89号議案 令和7年度長崎市一般会計補正予算（第3号）

<目 次>

【2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費】	ページ
人事給与管理システム運営費・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2～7

総 務 部
令和7年9月

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
24～25	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1-1	人事給与管理システム運営費	千円 9,750

1 事業目的

令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ、大学生年代（19歳以上23歳未満）の子の親への特別控除の創設などが行われたことにより、令和7年12月の年末調整から当該改正に関する事務を行う必要が生じたため、庶務事務システム及び人事給与システムの改修に要する経費を増額補正するもの。

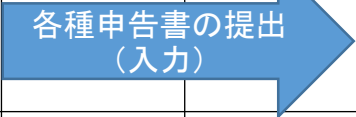
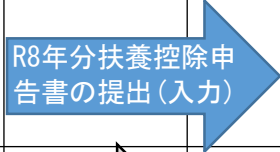
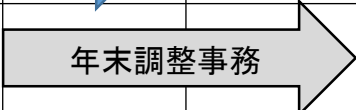
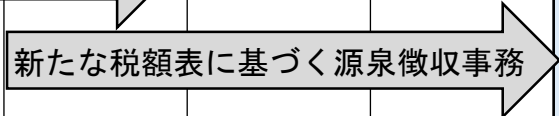
2 事業内容

システム改修の内容

区 分	庶務事務システム	人事給与システム
(1) 基礎控除の見直し	ア 基礎控除申告書関係 (ア) 基礎控除申告書（様式）の変更 (イ) 改正後の控除額で処理するための改修 (ウ) 所得判定区分のコード変換処理機能の変更	ア 年末調整業務 (ア) 基礎控除申告書（様式）の変更 (イ) 年末調整において、改正後の控除額で計算されるように設定を変更 イ 例月給与等業務 (ア) 給与及び賞与において、改正後の控除額で計算されるように設定を変更
(2) 給与所得控除の見直し	ア 配偶者控除等申告書関係 (ア) 改正後の控除額で処理するための改修	ア 年末調整及び例月給与等業務 (ア) 改正後の収入範囲に応じた給与所得控除で計算されるように設定を変更

区 分	庶務事務システム	人事給与システム
(3) 特定親族特別控除の創設	ア 年末調整業務 (7) 特定親族特別控除申告書関係 ・ 既存画面への項目の追加 ・ 新規申告画面（説明画面、控除入力画面）の追加 ・ 人事給与システムへの連携機能の追加 ・ 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書（様式）の変更 (イ) その他帳票関係 ・ 源泉徴収票（様式）の変更	ア 年末調整業務 (7) 特定親族特別控除申告書関係 ・ 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書（様式）の変更 ・ 既存画面への項目の追加 (イ) 年税額計算における計算機能の追加 (ウ) その他帳票 ・ 源泉徴収簿（様式）の変更 ・ 源泉徴収票（様式）の変更
(4) 扶養親族等の所得要件の改正	ア 例月給与等業務 (7) 異動届関係 ・ 関連項目への特定親族の追加 (イ) 扶養控除等申告書関係 ・ 税扶養区分に特定親族の判定をするための改修 ・ 既存画面への項目の追加 ・ 様式の変更	ア 例月給与等業務 (7) 扶養控除等申告書関係 ・ 様式の変更 ・ 既存画面への項目の追加 (イ) 所得税計算における特定親族加算及び控除機能の追加
事業費（委託料）	9, 7 5 0 千円	

3 スケジュール

区 分	7 年度							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
システム改修								
職員の申告等								
年末調整・源泉徴収事務								

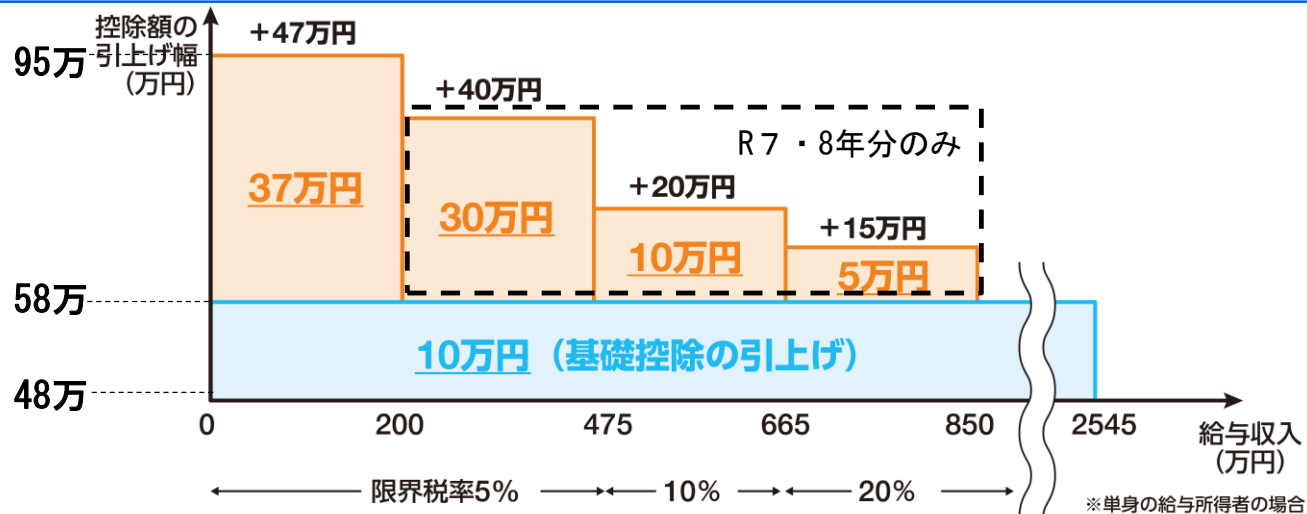
4 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
当初予算額	千円 71,250	千円 —	千円 —	千円 —	千円 6,068	千円 65,182
補 正 額	9,750	—	—	—	—	9,750
補正後の額	81,000	—	—	—	6,068	74,932

※ 他会計からの電子計算費負担金等

【参考】令和7年度税制改正における個人所得課税の概要

- 合計所得金額が2,350万円（給与収入2,545万円）以下の基礎控除額を10万円引上げ（48万円→58万円）
- 所得階層ごとに最高37万円の控除額の上乗せ（令和7・8年分）



(1) 基礎控除の見直し

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		
	改正後 (注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超 655 万円以下 (665 万円 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

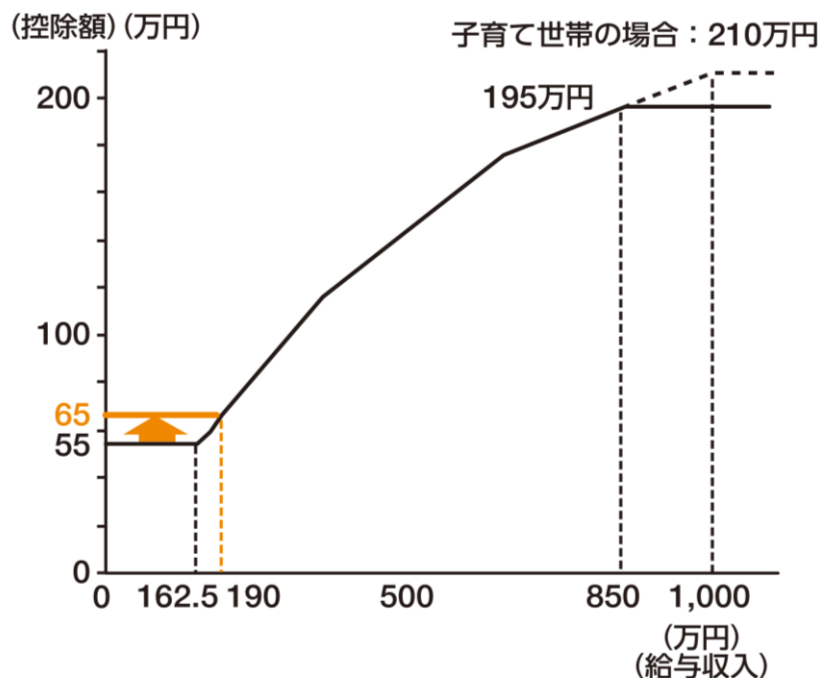
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

出典：財務省・国税庁資料

(2) 給与所得控除の見直し

○年末調整における給与所得控除の最低保障額を10万円引上げ（55万円→65万円）

【給与所得控除の引上げのイメージ】



給与所得控除額

最低保障額:55万円⇒65万円

給与収入	控除額
180万円以下	給与収入×40% - 10万円
360万円以下	給与収入×30%+8万円
660万円以下	給与収入×20%+44万円
850万円以下	給与収入×10%+110万円
850万円超	195万円

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40% - 10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30% + 8万円

（注） 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

出典：財務省・国税庁資料

○給与及び賞与計算時に適用する「源泉徴収税額表」の改正

(3) 特定扶養 控除の見直し・特別控 除の創設等

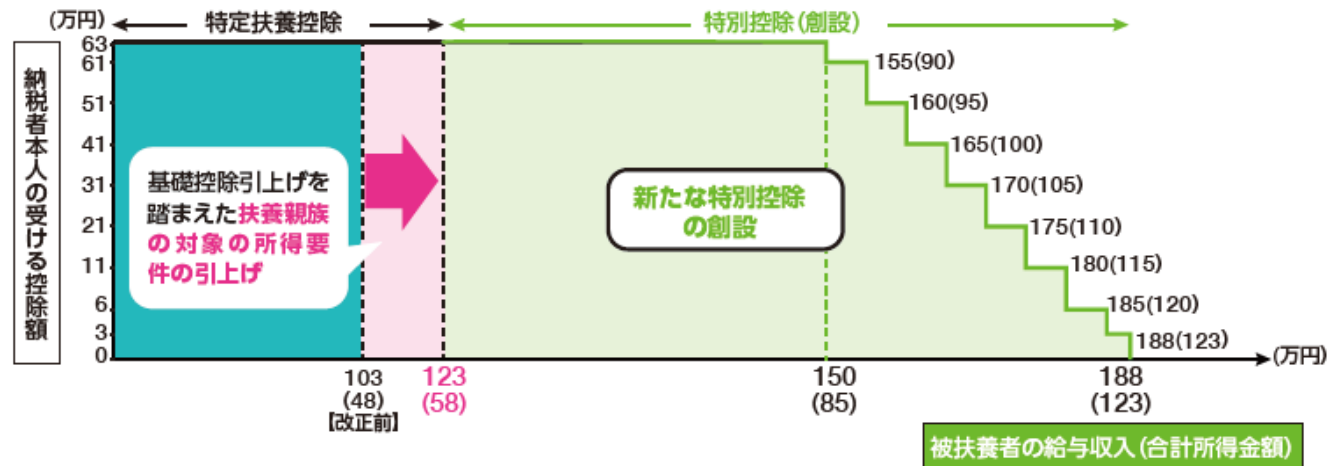
【特定親族特別控除の創設】

○19歳以上23歳未満の子等の合計所得金額に応じて親等が受けられる所得控除の額
 85万円（給与収入150万円相当）以下 ⇒ 63万円（特定扶養控除と同額）
 85万円超 ⇒ 段階的に通減

【扶養親族等の所得要件の改正】

○扶養親族等に係る所得要件を10万円引き上げ（48万円→58万円）

【新たな控除のイメージ図】



出典：財務省資料

(4) 課税最低限

現 行		改正後	
基礎控除	48万円	基礎控除	95万円
給与所得控除	55万円	給与所得控除	65万円
計	103万円	計	160万円

(5) 施行期日 令和7年12月1日（令和7年12月の年末調整から適用）